

令和2年度から現在までの経過について

【経過】

| 年 度 | 内 容 |
|---------|--------------------------------------|
| 令和2年度 | 町長より浄水場更新計画について諮問。 審議会にて協議、答申を行う。 |
| 令和3・4年度 | 埼玉県と協議及び浄水場の基本設計等を実施。 |

《答申について》

令和2年に青山浄水場の老朽化に伴い更新計画等について、町長より審議会に諮問がなされ、審議の結果次のような答申がなされる。

『内容』（要点）

青山浄水場（ろ過池・浄水池）の更新計画について

今回更新の計画をしている浄水場は日々の生活を送るうえでなくてはならないものであり、配水管等の老朽化した施設の更新に優先して進めるべきと考えられる。

(1)青山浄水場の更新手法

本町には一級河川の槻川と兜川が流れ、特に大河地区にはいくつもの水源を求めることができる状況であり、今後も引き続きこれらの水源を使用していくことが好ましいと考えられる。

また、人口減少に伴い年々水道利用量や水道料金収入が減少する中で、大きな施設を維持運用していくことは今後の経営状態を圧迫する原因になるとも考えられる。

よって、更新手法については浄水施設を更新せず、県水の増量と紫外線処理施設の利用で対応することでよいと考える。

(2)水道料金改定率

施設の建設には多額の費用が掛かり、限られた財源のみで賄うことは難しいということは理解できるため、25%の水道料金引き上げもやむを得ないと考えられる。

(3)料金改定及び工事实施の時期

一度の改定で水道料金を引き上げるのではなく、工事の前後2回に分けて行う事は水道利用者の負担軽減や理解を得るために必要

であると考えられる。

水道料金の改定及び更新工事の実施時期については、予定されている内容でよいと考えるが、今後も続くと思われるコロナウイルス感染症の状況等を勘案し慎重に進めていただきたい。

《現在の状況について》

- ・更新費用削減のため、現在5か所の水源の内、3か所を廃止し、不足水量を県水の供給で補う方向で調整。
 - ・小川町が県に要望する供給量は5,400 m³/日。
 - ・送水試験を実施するも、他団体等からの県水増量の要望があり、現在も送水することが出来るか、埼玉県が調整・検討中。
- ⇒浄水場の更新計画は埼玉県の回答を待っている状況。
(※浄水場の規模を確定することが出来ない状況)
- ・一方で更新計画に関わらず、人口減少と節水器の普及による給水収益の減少、物価の高騰、県水の値上げ等により水道事業の経営状況はひっ迫。
- ⇒早急に料金改定を行う必要性が生じている。

《コロナ・物価高騰対策について》

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰に対する利用者（町民、事業者）支援のため、水道利用料金の基本料金及びメータ使用量の減免措置を実施。

| 項目 | 令和2年度 | 令和4年度 | 令和5年度(予定) |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 期間 | 10月～1月 | 8月～1月 | 8月～11月 |
| 月数 | 4か月 | 6か月 | 4か月 |
| 件数 | 13,387件 | 13,452件 | 13,480件 |
| 実施額 | 64,681,796円 | 88,594,081円 | 59,083,500円 |

《その他》

浄水場の更新手法や水道事業のさらなる経費削減等について埼玉県と技術連携協定を結び、検討していく予定。